

平成27年度 東京都男女平等参画施策一覧

No.	事業名	事業概要	平成27年度実績		所管局
			事業規模		

4. 人権が尊重される社会の形成

(1) 男女平等参画を阻害する暴力への取組

① 性暴力・ストーカー等の防止

ア. 被害者等への支援

119	公益社団法人被害者支援都民センターと協働した被害者等への支援	公益社団法人被害者支援都民センター内に犯罪被害者のための東京都総合相談窓口を設置し、電話等相談、面接相談、直接的支援等を行います。	受付日時 月・木・金 9:30~17:30 火・水 9:30~19:00 (祝日・年末年始除く)	総務局
120	相談・一時保護	東京ウィメンズプラザや女性相談センターにおいて、電話や面接によって相談に応じるほか、女性相談センターにおいて、一時保護等の相談に応じます。	東京ウィメンズプラザの運営 女性相談センター(多摩支所を含む) の運営	生活文化局 福祉保健局
121	来日外国人女性緊急保護事業の補助	緊急に保護を求める外国人女性に対する保護体制の充実を図るため、外国人女性の緊急保護を実施する法人に対し、その運営に要する経費の一部を補助します。	緊急保護施設 1か所	福祉保健局
122	女性に対する相談体制の充実	鉄道警察隊分駐所に痴漢被害相談所を設置し、また、女性警察官が配置されている交番に女性の安全相談所を開設し、女性警察官が女性の被害や相談等の受理に当たり、性犯罪等の防止と相談しやすい体制の充実を図ります。	鉄道警察隊4分駐所に「痴漢被害相談所」、管下97署165交番及び3署3駐在所に「女性の安全相談所」を開設し、女性警察官が対応	警視庁

平成27年度 東京都男女平等参画施策一覧

No.	事業名	事業概要	平成27年度実績	所管局
			事業規模	
123	情報提供、相談、カウンセリング機能の充実	<p>「犯罪被害者ホットライン」により、被害者からの相談に応じるほか、各警察署における被害者相談受理体制の整備、充実を図ります。「被害者の手引」の交付により、各種情報提供を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実を図った。 「被害者の手引」6,300部(身体犯用) 英語版「被害者の手引」2,100部(身体犯用) ハングル語版「被害者の手引」1,500部(身体犯用) 中国語版「被害者の手引」1,450部(身体犯用) 	警視庁
			<ul style="list-style-type: none"> 性犯罪被害者の診察につき、警視庁と現在協力体制にある医療機関に対して、制度の浸透を図るとともに、新たに協力を求める医療機関の拡充を図った。 	
			<ul style="list-style-type: none"> 性犯罪捜査員の育成と本部、警察署への配置の拡充 性犯罪捜査員以外の者に対する指導・教育の実施 捜査資器材の整備 	
125	性犯罪被害者への配慮	女性警察官のうち、適任者を「性犯罪捜査員」に指定し、事件の潜在化防止と被害者の精神的負担の軽減を図ります。		警視庁
		性犯罪捜査員に対し、性犯罪被害者からの事情聴取、供述調書の作成、その他専門的知識及び技能習得に重きを置いた訓練を推進し、捜査能力の向上に努めるとともに、組織的な体制強化をしています。		
		都内各大学等の学生等を対象に性犯罪被害に関する知識や性犯罪被害者への適切な接し方を学ぶ、「性犯罪被害に関する研修」を開催し、性犯罪被害者に対する正しい理解の増進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 大学・企業等に警察官を講師として派遣。 「犯罪被害者支援ポケットカード」166,000部 	

平成27年度 東京都男女平等参画施策一覧

No.	事業名	事業概要	平成27年度実績	所管局
			事業規模	
126	性暴力、性犯罪への対応と取締まり強化	捜査を迅速かつ的確に推進するため、主管課の専務員が早期現場臨場するとともに、性犯罪捜査員の育成増強を図ります。	・性犯罪捜査員の積極的活用	警視庁
		「犯罪被害者支援推進旬間」を実施し、性犯罪被害者に対する処遇の適正と捜査の徹底を図ります。	平成27年11月21日から11月30日までの間、犯罪被害者支援推進期間を実施。	
		児童ポルノ・児童買春等の根絶に向けて、取締の強化及び少年相談専門職員等による相談・保護の充実を図ります。	・性犯罪捜査員の積極的活用 ・性犯罪対策の効果的推進	
127	性暴力に関する相談についての研修	性暴力に関する相談を受けるにあたっての留意点等について、区市町村の相談員等に向けた研修内容の一部に加え、被害者により一層の支援を図る。	性暴力被害者支援のための研修を実施（10月20日） 「性暴力被害者への適切な支援をめざして」 参加人数：110名	生活文化局
② セクシュアル・ハラスメントの防止				
ア. 相談・普及啓発				
128	セクシュアル・ハラスメント防止に関する労働相談等	労働者・使用者双方に対して、セクシュアル・ハラスメント防止に関する普及啓発活動を行います。また、職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談、あっせんを行います。	労働相談などで対応 (No. 9一部参照)	産業労働局
イ. 都庁内におけるセクシュアル・ハラスメントの防止対策				
129	セクシュアル・ハラスメント防止連絡会議の開催	各任命権者の代表、関係局の代表及び関係者等からなる連絡会議を設置して、都におけるセクシュアル・ハラスメントの防止を図ります。	・会議の開催 4回 ・セクシュアルハラスメント対策について、各任命権者間の調整、意見交換等を行った。	総務局

平成27年度 東京都男女平等参画施策一覧

No.	事業名	事業概要	平成27年度実績	所管局
			事業規模	
130	セクシュアル・ハラスメント相談員の設置	各局にセクシュアル・ハラスメント相談員を設置して、職員からの相談・苦情を受け、また職員に対して適切な指導及び助言を行います。	各局で実施	各局
131	セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修	<p>講師養成研修「人権・同和問題科」 都政に携わる全ての職員の人権意識の高揚を図り、同和問題をはじめ女性、子供などの様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深めます。 また、セクシュアル・ハラスメントに関する研修も行います。</p> <p>職員を対象に男女平等参画についての研修を実施します。</p> <p>公立学校の初任者研修や10年経験者研修、管理職研修（候補者を含みます。）において、セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修を実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 管理職及び管理職候補者を対象に年2回実施 受講者169名 <p>各局で実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育管理職候補者研修 211名 1回開催 初任者等研修 599名 1回開催 10年経験者研修 1,538名 1回開催 	総務局 各局 教育庁

(2) 生涯を通じた男女の健康支援

ア. 母子保健医療体制の整備及び相談等の支援		
132	周産期母子医療体制の整備	<p>周産期医療は、妊娠合併症や分娩時の新生児仮死への対応等緊急性の高いものが多く、迅速に適切な医療を行うことが母・児の生命や治療後の経過を左右するため、出産前後の母体・胎児や新生児に対する高度な医療に対応できる周産期母子医療センターなどの整備を進めるとともに、総合的な周産期医療体制を確立します。</p> <p>周産期母子医療センターの運営 27施設（補助対象20施設）、 NICU（新生児集中治療管理室） 326 床、 母体救命対応の総合周産期母子医療センターの運営5施設、 搬送コーディネーターの配置、 周産期連携病院NICU運営費補助 1施設</p>

平成27年度 東京都男女平等参画施策一覧

No.	事業名	事業概要	平成27年度実績	所管局
			事業規模	
			周産期医療施設等の整備 施設整備 1施設 設備整備等 20施設 周産期連携病院等の整備 施設整備 0施設 設備整備 5施設 周産期医療ネットワークグループの構築 周産期医療協議会の開催 8回（協議会1回、部会2回、連絡会5回） 小児等在宅移行研修 在宅移行支援病床運営事業 7施設 在宅移行支援病床の整備 施設整備 0施設 設備整備 3施設 在宅療養児一時受入支援事業 多摩新生児連携病院 2施設 周産期連携病院（休日・全夜間診療事業） 10施設 産科医等確保支援事業 産科医等育成支援事業 新生児医療担当医（新生児科医）確保事業 新生児救命研修 産科救急研修	

平成27年度 東京都男女平等参画施策一覧

No.	事業名	事業概要	平成27年度実績	所管局
			事業規模	
			その他(周産期医療情報ネットワーク、周産期医療関係者研修、周産期医療調査事業等)	
133	小児救急医療体制の整備	<p>区市町村が実施する小児初期救急医療に要する費用の補助や、全都における小児の二次救急医療体制を確保するほか、より専門性の高い小児三次救急医療体制を確保するためのネットワークを構築します。</p>	<p>小児初期救急運営費補助 平日夜間診療 36地区</p> <p>小児初期救急医療施設等整備 施設整備 2施設 設備整備 2施設</p> <p>休日・全夜間診療（小児） 全都51施設 80床／日 (うちトリアージナース配置 7施設)</p> <p>休日・全夜間参画医療機関施設整備費等補助（小児） 設備整備 1施設</p> <p>こども救命センターの運営 4施設</p> <p>小児医療協議会（協議会1回、講演会等4回）</p>	福祉保健局
134	母子保健医療に関する相談事業 ・情報提供事業	<p>電話相談「母と子の健康相談室」（小児救急相談）</p> <p>母子の健全な育成を図り、小児救急医療の前段階での安心の確保のため、区市町村保健センター等が閉庁する平日夜間・休日に、都民を対象として母と子の健康や育児に関する不安や悩みについて、保健師や助産師等、また、必要に応じて小児科医師が専門的な立場から電話での相談に応じます。</p> <p>SIDS電話相談</p> <p>SIDS(乳幼児突然死症候群)を始め、病気、事故、流産、死産等で子供を亡くした家族等の精神的支援を行うため、保健師及び体験者が相談に応じます。</p>	<p>相談日時：月曜日から金曜日 午後5時から午後10時まで 土日・休日・年末年始 午前9時から午後5時まで</p> <p>相談日時：毎週金曜日（休日及び年末年始は除く） 午前10時から午後4時まで</p>	福祉保健局

平成27年度 東京都男女平等参画施策一覧

No.	事業名	事業概要	平成27年度実績	所管局
			事業規模	
		TOKYO子育て情報サービス 妊娠、子育て及び子供の事故防止等に関する情報を365日24時間、電話(音声自動応答システム)とファクシミリにより提供します。	子育てベビーガイド 101項目 子供の事故防止・応急手当ガイド 100項目 東京都からのお知らせ 21項目	
		東京都こども医療ガイド 育児経験の少ない親などを対象に、インターネットを通じて子供の病気やけがへの対処の仕方、病気の基礎知識、子育てのアドバイスなどを親しみやすいイラストを用いて情報提供します。	インターネットによる情報提供	
135	医療費の助成等	妊娠高血圧症候群等医療費の助成 妊娠婦の死亡原因となるとともに、出生児に対する影響も著しい妊娠高血圧症候群等に罹患している妊娠婦が早期に適切な医療を受けることを容易にするため、必要な医療費の助成を行います。	延べ21件（区部、保健所政令市を除く）	福祉保健局
		入院助産 保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合、妊娠婦に対し助産施設において助産を行います。	認定者数 739人	
136	不妊治療費の助成	不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療のうち医療保険が適用されず高額な医療費がかかる体外受精と顕微授精に要する費用を助成し、次世代育成支援の一助とします。	延べ20,506件	福祉保健局

平成27年度 東京都男女平等参画施策一覧

	No.	事業名	事業概要	平成27年度実績		所管局
				事業規模		
イ. 各年代に応じた健康支援及び性教育						
	137	生涯を通じた女性の健康支援	女性の心身の健康に関する相談指導や不妊や不育に関する相談を行うとともに、相談・指導に従事する者の養成・資質向上のための講習会や研修を行います。	女性のための健康ホットライン 不妊・不育ホットライン 相談指導（相談指導員養成） 不妊や妊娠に関する正しい知識の普及啓発 妊娠相談ほっとライン	通年 通年 通年 通年 通年	福祉保健局
	138	女性のがん対策強化事業	女性特有のがん検診（子宮頸がん及び乳がん）について、検診及びH P V（ヒトパピローマウイルス）感染予防の重要性を訴え、がんの予防と早期発見につなげるため、広く普及啓発を行います。	・乳がん 乳がん月間におけるピンクリボン運動 ・子宮頸がん 20代から30代の無関心層への普及啓発 ・職域で受診機会のない女性向け 女性の健康週間におけるキャンペーン、フリーペーパーの作成・配布、レシート裏広告の掲出、大学生向けパンフレットの作成		福祉保健局
	139	女性専用外来の設置	女性特有の身体症状（疾患）やストレス等による心身の変調等を対象に、女性医師が「女性の心身を総合的に診察する」専門外来を実施します。	原則として電話による予約制で、一人あたりの診療時間は30分程度 都立病院（3か所） ・大塚病院（月2回） ・墨東病院（週3回） ・多摩総合医療センター（月4回） 東京都保健医療公社（2か所） ・多摩南部地域病院（週1回） ・大久保病院（週1回）		病院経営本部
	140	自殺総合対策東京会議の設置・運営	保健、医療、福祉、労働、教育、警察等の関係機関により、自殺対策の社会的推進のあり方を検討するとともに、相互連携のもと協働して総合的な対策を進めます。	自殺総合対策東京会議 若年層対策分科会 ハイリスク者等対策分科会	1回/年 1回/年 1回/年	福祉保健局

平成27年度 東京都男女平等参画施策一覧

No.	事業名	事業概要	平成27年度実績	所管局
			事業規模	
141	自殺問題に関する普及啓発	自殺問題の実態や社会的取組の必要性について、都民、企業等の理解の増進と協力を進めるため、関係機関とともに都民的な運動を展開します。	自殺防止！東京キャンペーン 2回/年（9月、3月）	福祉保健局
142	「ゲートキーパー」の養成	自殺の早期発見、早期対応を図るため、相談窓口等において日常の業務等を通じて心身不調のサインに気付き、必要に応じて専門機関等へつなぐ役割などを担う「ゲートキーパー」を養成します。	平成27年度より区市町村へ業務移管 多重債務研修等において講師派遣（6回/年）	福祉保健局
143	「こころといのちの相談・支援東京ネットワーク」の構築	自殺の背景にある複合的な問題に対応するため、保健医療、労働、法律分野の相談機関や民間関係団体等の構成による重層的な相談・支援のネットワークを構築します。 また、遺族への適切な情報提供など、遺族を支援する取組を進めます。	62機関 ・相談窓口一覧リーフレットを10,000部作成し、配布。 ・遺族支援リーフレットを20,000部作成し、配布。	福祉保健局
144	かかりつけ医による「うつ」の診療体制の強化	自殺の大きな要因の一つである「うつ病」について、かかりつけ医での早期発見と専門医療の提供体制を整備します。	20回18地区	福祉保健局
145	夜間こころの電話相談事業	通常の相談機関が開設していない時間帯（17時から22時）において相談を受け付け、うつ病等の病状悪化や自殺防止を図ります。	準夜間帯における電話相談	福祉保健局
146	自死遺族に対する支援策の実施	遺族への適切な情報提供など、遺族を支援する取組を進めます。	N0.143 「こころといのちの相談・支援東京ネットワーク」の構築事業に統合	福祉保健局
147	東京都自殺相談ダイヤル～こころといのちのほっとライン～	自殺専用の相談電話を設置し、電話相談に対応する相談員の人材育成を行うことにより、自殺念慮者の相談に応じるとともに、適切な相談機関につなぐなどにより自殺防止を図ります。	365日（受付は午後2時から翌朝午前5時半まで） 27年度4月～3月：18,947件 9月7日～11日、3月27日～31日は特別相談期間として24時間対応。	福祉保健局

平成27年度 東京都男女平等参画施策一覧

No.	事業名	事業概要	平成27年度実績	所管局
			事業規模	
148	地域自殺対策緊急強化基金事業	地域の実情を踏まえた効果的な自殺対策事業に補助を行います。	区市町村等が実施する自殺対策事業への補助 区市町村 48 区市町村 民間団体 12 団体	福祉保健局
149	性感染症対策・エイズ対策	性感染症検査 保健所及び東京都南新宿検査・相談室で実施しているHIV検査に併せて、希望者に対して性感染症の検査を行います。検査時にカウンセリングを行い、陽性者に対しては治療を勧めます。	性感染症検査 10,185件	福祉保健局
		性感染症普及啓発活動 パンフレットの作成や啓発イベントの開催を通じて、性感染症の正しい知識の普及啓発を図ります。	性感染症普及啓発活動 50,000部 (「ともに生きるためにH I V／A I D S」隔年印刷)	
		HIV／エイズ相談検診体制 HIV／エイズは早期発見、早期治療が重要であるため、保健所等において無料・匿名でHIV検査を実施します。東京都南新宿検査・相談室等では土曜・日曜・平日夜間にHIV検査を実施しています。また、検診・相談を通じてHIV／エイズに関する偏見のない社会づくりを目指します。	HIV／エイズ相談・検診体制 ・南新宿検査・相談室 平日夜間、毎週土曜・日曜 ・都保健所 週1回 3か所 ・多摩地域検査・相談室 毎週土曜 ※特別区保健所、八王子市保健所、町田市保健所においても、月1回～4回程度、無料・匿名でHIV検査及び相談を行っている。	
150	エイズ啓発拠点事業の充実・強化	繁華街等に集まる若者をターゲットにエイズ啓発拠点（ふおー・ていー）事業を通年で実施するとともに、繁華街での広報活動による情報発信を実施するなど、さらに効果的な予防啓発を図ります。	「ふおー・ていー」事業、広報活動の実施	福祉保健局

平成27年度 東京都男女平等参画施策一覧

No.	事業名	事業概要	平成27年度実績	所管局
			事業規模	
151	エイズ対策普及啓発活動の強化	若年層に対する普及啓発として、同年代の仲間同士（＝ピア）が一緒にエイズのことを考えながら、エイズ予防や感染者への偏見・差別をなくすための活動を、地域の教育機関等と連携しながら、保健所（多摩地域）・東京都看護協会（23区）が実施します。	・ピアエデュケーターの養成 44人 ・ピアエデュケーターの派遣 34回	福祉保健局
152	学校における性教育の改善・充実	各学校における性教育の全体計画及び年間指導計画の工夫や作成について、「性教育の手引」等を活用し、児童・生徒の人格の完成を目指す「人間教育」の一環として、人間尊重の精神に基づいて性教育を適正に行うことができるよう支援します。 研修会等を通して、児童・生徒の健康的なライフスタイルの確立を目指した性教育に関する指導方法の工夫・改善を行うことができるよう教員の授業力の向上を図ります。 区市町村教育委員会と連携し、公立学校における適正な性教育の実施及びその定着を図ります。	区市町村教育委員会主催の研修会、学校訪問指導 学校訪問指導 体育健康教育担当指導主事連絡協議会、学校訪問指導	教育庁

(3) 男女平等参画とメディア

ア. メディアへの対応				
153	不健全図書類の区分陳列	「東京都青少年の健全な育成に関する条例」に基づき、著しく性的感情を刺激するなど、青少年の健全な育成を阻害する図書類の区分陳列を徹底します。	・東京都青少年健全育成審議会の開催（不健全図書類の諮問）12回 ・不健全図書類の販売状況に関する立入調査 178店舗	青少年・治安対策本部

平成27年度 東京都男女平等参画施策一覧

No.	事業名	事業概要	平成27年度実績	所管局										
			事業規模											
154	インターネット等に関する取組	<p>「東京都青少年の健全な育成に関する条例」に基づき、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある情報を取り除くためのフィルタリングの普及を推進します。</p> <p>インターネットやゲームをする上での、家庭内におけるルールづくりを支援することで、親子のコミュニケーションをより一層、緊密にすると同時に有害情報から子供を守ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 条例の内容について普及啓発の促進を図り、フィルタリングに関する手続きについて、事業者及び保護者の責務を徹底させる。 <table> <tr> <td>ファミリールール講座の実施</td> <td>69回</td> </tr> <tr> <td>出前講演会の実施</td> <td>457回</td> </tr> <tr> <td>eメディアリーダー養成講座の開催</td> <td>0回</td> </tr> <tr> <td>ファシリテーター養成講座の開催</td> <td>0回</td> </tr> <tr> <td>生徒自身の自主ルール作り支援の実施</td> <td>15回</td> </tr> </table>	ファミリールール講座の実施	69回	出前講演会の実施	457回	eメディアリーダー養成講座の開催	0回	ファシリテーター養成講座の開催	0回	生徒自身の自主ルール作り支援の実施	15回	青少年・治安対策本部
ファミリールール講座の実施	69回													
出前講演会の実施	457回													
eメディアリーダー養成講座の開催	0回													
ファシリテーター養成講座の開催	0回													
生徒自身の自主ルール作り支援の実施	15回													
155	インターネット等新たなメディアにおけるルールの確立に向けた検討	<p>ネット環境浄化のために、サイバー犯罪対策協議会等と連携した広報啓発活動を推進します。</p> <p>サイバーパトロールのほか、各種相談事案を通じて違法・有害情報を収集し、対策と取締りを推進します。</p>	通常業務を通して実施	警視庁										
156	情報モラル教育の充実	情報活用能力向上推進事業や教職員研修センター等における教員研修を通して、性や暴力表現を扱ったメディアから児童・生徒を守ることを含め、情報を発信する責任や情報モラル、リテラシーに関する教育の充実を図ります。	1 情報モラル出前講座の実施(都立学校104校及び都内公立小・中学校21校) 2 ICT教育フォーラムの実施 (1回) 3 インターネット等の適正な利用に関する指導資料の作成・配布 (7,000部発行し、区市町村教育委員会及び、都内公立学校宛てに配布) 4 初任者研修 607名 5 専門性向上研修 ・情報教育Ⅱ 117名 ・情報Ⅱ 23名	教育庁										
157	庁内広報誌作成のポイント	男女平等参画の視点に立った広報紙・誌、ポスター等を作成するよう庁内に周知します。	ポスター等作成時の留意事項について周知	生活文化局										